

～宜野座村国民健康保険税率改正について～

沖縄県は将来的に市町村で異なる国民健康保険税率を統一し、県内どの市町村に住んでも同じ保険税額にする方針を掲げております。本村の保険税率は県平均を下回っているため、急激な負担増にならないよう、段階的に県平均に引き上げて行く必要があります。

また、本村の国保運営状況は、収入と支出のバランスが崩れ、支出に対し収入が不足し村の一般会計から補填している状況が続いているため、国保税率を改正することになりました。

R8年度から、新たに「子ども・子育て支援金分」が創設されました。

医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分とあわせて保険料を徴収します。

今年度の国保税率は以下のとおり改正となります。

令和7年度			令和8年度		
医療保険分	所得割	6.0%	6.2%		
	資産割	8.0%	5.0%		
	均等割	19,000円	22,500円		
	平等割	17,000円	18,000円		
	賦課限度額	66万円	67万円		
後期高齢者支援金分	所得割	2.35%	2.40%		
	資産割	4.0%	2.50%		
	均等割	7,000円	8,000円		
	平等割	6,000円	6,500円		
	賦課限度額	26万円	26万円		
介護保険分	所得割	1.90%	2.00%		
	資産割	3.0%	2.00%		
	均等割	9,000円	9,500円		
	平等割	4,500円	4,800円		
	賦課限度額	17万円	17万円		
R8年度より新設 子ども子育て支援金分	所得割		0.27%		
	資産割				
	均等割		1,200円		
	18歳以上均等割		200円		
	平等割		800円		
	賦課限度額		3万円		

県は資産割を廃止し、賦課方式を4方式から3方式に統一する方針であることを踏まえ、本村も「資産割」の税率を段階的に引き下げ、逆に「所得割・均等割・平等割」を段階的に引き上げ、収支のバランスの改善を計りたいと考えます。